

令和7年3月11日策定
教育研究評議会承認

(目的)

1. 兵庫教育大学（以下「本学」という。）は、「兵庫教育大学のミッション」に基づき、教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるため、学校教育に関する理論と実践を往還・融合した研究（「教育実践学」）を推進し、研究の成果を地域や広く国内外に発信することを掲げている。

本学で行われている多様な研究活動の過程で生み出される研究データは、この使命を実現する重要な資源であるとの認識の下、研究データを適切に管理・保存することでその価値を高めるとともに、研究コミュニティ及び社会からの要請に応えるため、可能な限り公開により利活用を促進することに努めていくことが必要である。

本ポリシーは、この理念のもと、本学における研究データの管理及び公開の原則について定めるものである。

【解説1】

- 本ポリシーが依拠する「兵庫教育大学のミッション」の該当箇所は、次のとおりである。

兵庫教育大学のミッション

兵庫教育大学は、教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次の使命を遂行します。

(略)

3. 「教育実践学の推進」

学校教育に関する理論と実践を往還・融合した研究（「教育実践学」）を推進し、優れた研究者を養成します。

(略)

5. 「教育研究成果の国内外への発信」

教育と研究の成果を地域や広く国内外に発信し、学校の教育活動に生かします。

- 研究データの管理及び公開については、「兵庫教育大学における公正な研究遂行のための基本方針」（平成19年3月14日制定）及び「国立大学法人兵庫教育大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程」（平成27年3月11日規程第1号、令和元年12月11日最終改正）において、次のように定められている。

兵庫教育大学における公正な研究遂行のための基本方針（抜粋）

（平成 19 年 3 月 14 日制定）

1. 学術研究における不正行為の防止

研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

2. 研究成果の発表の在り方

研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表類似データの再利用などについて、各研究組織・研究分野・学術誌ごとにある固有の慣例・ルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

5. 研究成果等の共有、守秘義務の遵守、個人情報保護

研究者は、自らの公表済みの研究成果等を広く研究者コミュニティに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

8. 研究指導者の責務

研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努める。また、本基本方針の内容を周知徹底し、これを逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

全文 URL https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/kousei_kenkyu_policy.php

国立大学法人兵庫教育大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程

（研究データの保存・開示）

第 8 条 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から原則 10 年間、試料や標本などの有体物については原則 5 年間保存し、必要な場合は、これを開示しなければならない。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に掲げられた「オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進」（第2章2.（2）p58～p61）に対応し、オープン・アンド・クローズ戦略*に基づく研究データの利活用を促進することが求められている。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」

URL <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

*** オープン・アンド・クローズ戦略**

データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。

出典：「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）p30 注釈

URL https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf

（研究データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする「研究データ」は、本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

【解説2】

- 本ポリシーにおける「研究データ」は、研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される情報のことである。すなわち、研究素材として収集または生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理された加工データや解析データ等も含む。また、それらデータを説明する資料も含む。形態は、文書、数値データ、画像、資料（実験試料、標本、装置等）などあらゆる形態を指す。
なお、解説1で示したとおり、本学規程に基づき、適切に保存・開示が求められる。

例：研究ノート・メモ、実験・観測・シミュレーション等から直接得られたデータ及びそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等

（研究者の権利と責務）

3. 本学では、原則として研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。

【解説3】

- 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行う全ての者を指す。

（研究データの管理）

4. 研究者は、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件に従って、適切に研究データを管理しなければならない。

【解説 4】

- 本ポリシーにおける「研究データ」は、ポリシー 2 及び解説 2 のとおり「本学における研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。」であり、広義の「研究データ」のことである。
- 一方、研究公正の文脈における「研究データ」とは、解説 1 で示したとおり、「国立大学法人兵庫教育大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程」第 8 条に基づき、「発表された研究成果の根拠となる研究資料等」を指しており、本ポリシーでの「研究データ」の一部を成すものである。
- なお、いずれの文脈においても、「研究データを全て公開しなければいけない。」とはしていません。
- 研究活動において、特に、要配慮個人情報を含む調査研究を行う場合は、個人情報保護法及び関連法令等（本学規程類を含む）を遵守の上、研究データを管理することが求められる。また、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（厚生労働省・文部科学省・経済産業省）に代表されるように、各研究分野に応じた倫理的要件や指針に従い、適切な研究データ管理を行うことが求められる。
- 研究者は、研究活動の進捗過程において、次の表のように、データを区分し、それぞれ保管期間を定めて適切な処理を行うとともに、責任の所在を明確にすることが求められる。

研究データ	保存対象データ	デジタル	管理対象データ	公開
				共有
				非共有・非公開
			管理対象外のデータ	
		非デジタル		
	保存対象外のデータ			

「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書 第 1.0 版」（2024 年 7 月 30 日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）p 6 を基に改変 URL <https://www8.cao.go.jp/cstp/metadatainstructions.pdf>

- 保存対象データの中でも、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議）では、公的資金による研究開発の過程で生み出された全てのデータで、電磁的な（デジタル）な形態により管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。この「管理対象データ」は、データを説明するための情報である「メタデータ」を付与して管理することになる。さらに、管理対象データは、次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとされている。
- ・公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ
 - ・共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態の研究データ
 - ・非共有・非公開データ：公開も共有もしないデータ

(研究データの公開)

5. 研究者は、研究データが、論文などと同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、研究分野の特質を踏まえつつ、かつ、関連する法令等に従って、研究データを可能な限り公開し、利活用に供する。

【解説 5】

- 本ポリシーにおいては、研究データを可能な限り社会へ公開し、その利活用を謳っている。しかし、これは、全ての研究データを公開すべきと言っているわけではありません。
- 解説 4 の一部再掲となりますが、保存対象データの中でも、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議）では、公的資金による研究開発の過程で生み出された全てのデータで、電磁的な（デジタル）な形態により管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とする。この「管理対象データ」は、データを説明するための情報である「メタデータ」を付与して管理することになる。
- さらに、管理対象データは、次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとされている。
- ・公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ
 - ・共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態の研究データ
 - ・非共有・非公開データ：公開も共有もしないデータ
- メタデータ及び管理対象データのアクセス権、下表の組み合わせが存在する。

メタデータ	公開・共有のパターン					
	公開			共有		非共有 非公開
管理対象データ	公開	共有	非共有 非公開	共有	非共有 非公開	非共有 非公開

「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書 第 1.0 版」（2024 年 7 月 30 日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）p 7 参照 URL <https://www8.cao.go.jp/cstp/metadainstructions.pdf>

(大学の責務)

6. 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境を整備する。

【解説 6】

- 本学は、研究者に対し、次のことを順次実施する。
- ・研究データ管理の導入目的の明確化
 - ・研究データ管理・公開のためのデジタルプラットフォームの提供等、研究データの利活用を実現するに適した研究データ公開のための環境整備
 - ・研究データ管理・公開の仕組みの周知と利用促進

(その他)

7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

【解説 7】

○データ管理に関する社会や学術状況の変化に応じ、かつ、個々の研究分野における法的、倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は、必要に応じて見直しを行う。